

平成26年度緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業(雇用拡大プロセス)
外国人生徒等支援人材育成事業業務仕様書(案)

1 事業の目的

本事業は県立高等学校において、日本語によるコミュニケーション能力が十分に身に
ついていない外国人生徒への学習活動や学校生活の支援及び障害等により特別な教育的
支援を必要とする生徒への日常生活上の介助や学習支援等を行うために、新たに失業者
を雇用し、当該生徒への支援を行う支援員(以下、「外国人生徒等支援員」という。)と
して育成することを目的とする。

2 事業目標値

別紙「雇用等に関する事項」2(2)に記載する本事業で雇用する新規雇用失業者の人
数を事業目標値として設定する。受託者はこの目標を達成するため最大限努力をするこ
と。

3 事業の内容

外国人生徒等支援員の育成にあたっては、以下の業務に基づき必要な知識・技能を身
につけさせることとし、必ずOFF-JTとOJTを行うものとする。

(1) OFF-JT

①外国人生徒等支援員育成研修

支援員として必要な知識・技能を習得させるための研修を実施する。

(2) OJT

①県立高等学校での支援業務

県教育委員会が策定する配置計画に基づき、契約締結日から平成27年3月31
日の間、配置校で次の業務を行う。

ア 外国人生徒支援員

- ・ 授業等における学習支援(当該生徒の側に座り、必要に応じて教科担当
教員の指示等を当該生徒に説明したり、授業前又は授業後等の自学自習時
に当該生徒の質問等に対応する。)
- ・ 外国人生徒の学習等を支援するための校内外の文書等の翻訳
- ・ 当該生徒が円滑な学校生活を送るうえでの生徒・保護者・教職員との連
携
- ・ 合格者説明会、保護者会等における通訳

イ 特別支援教育支援員

- ・ 日常生活の介助(教室移動の補助、衣服着脱、トイレの介助、口述筆記
等)
- ・ 実験・実習等の補助・介助

②業務にあたっての留意事項

ア 安全管理への配慮

受託者は、業務の実施にあたって、配置校と協力して生徒の安全管理には万全の対策をとること。

イ 実施計画の承認

受託者は、県教育委員会及び配置校との連絡を密接に行うこと。

4 資格要件

本事業で雇用される新規雇用失業者は以下の要件を満たした者であること。

(1) 外国人生徒支援員

- ① ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、フィリピン語等の外国語の基本的な活用能力を有し、高等学校の学習内容を理解できる素養を持っていること。
- ② 配置先において、担当教員及び生徒と積極的に意思疎通を図り、授業等における学習支援等に取り組む意欲と姿勢があること。

(2) 特別支援教育支援員

当該生徒及び保護者並びに当該校教員と意思疎通を図り、教室移動の補助、衣服着脱、トイレの介助等の日常生活の介助や実験・実習等の補助・介助に取り組む意欲と姿勢があること。

4 委託期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

5 県立高等学校への配置

(1) 配置期間

- ① 県教育委員会の配置計画に基づく期間
- ② ①の期間外において、配置校の長からの申し出により外国人生徒等支援員の配置が必要となった場合で、県教育委員会が必要と認める期間について、受託者と協議のうえ定める期間

(2) 配置先

県教育委員会が必要と認める県立高等学校（別紙のとおり）

(3) 業務日

外国人生徒等支援員を配置する日は、原則として月曜日から金曜日までのうち配置計画に基づく日とし（土曜日、日曜日は勤務を要しない日とする。）、配置計画に基づき、業務を行うものとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（平成26年12月27日から平成27年1月4日）及び配置先の長が指定する日は除く。

(4) 配置時間

午前8時から午後10時までの間で、配置計画に基づき業務を行うものとする。

(5) 配置計画等の変更については、配置校、受託者及び県教育委員会で協議のうえ適切に対応するものとする。

- (6) 外国人生徒等支援員の急な欠席、遅刻、早退等については、配置校、受託者及び県教育委員会で協議のうえ適切に対応するものとする。
- (7) 受託者は配置の実績を、翌月10日までに県教育員会に報告すること。（様式等については別途協議の上決定する。）

7 業務の改善

県教育委員会は配置された外国人生徒等支援員が次の各号に該当するときは、受託者に対し当該外国人生徒等支援員の交替を含む業務の改善を要請することができるものとする。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令及び県の条例等に違反したとき。
- (2) 業務実施態度又は業務実績が不良と認められるとき。
- (3) 心身の不調のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 生徒、学校に対して信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行ったとき。
- (5) 生徒の支援を行う上で、必要な適格性を欠くと認められたとき。

8 配置校からの要望等への対応

配置校から、外国人生徒等支援員への新たな業務の要望や業務実施態度等への苦情がある場合は、県教育委員会を通じて受託者に伝え、協議のうえ適切に対応する。

9 危機管理対応

- (1) 受託者は、自然災害、人為災害、事故等、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県教育委員会をはじめ関係機関に通報するとともに、業務が円滑に遂行できるように対処しなければならない。
また、その状況を、書面をもって遅滞なく県教育委員会に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアル等を作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

10 その他

- (1) 本事業実施にあたっては、以下の要件を満たすこと。
 - ① 本事業のために新たに失業者を雇用すること。
 - ② 新規雇用する失業者の人数は16人以上とすること。
 - ③ 委託料に占める新規雇用失業者の人件費の割合は87.0%以上とすること。

(注) 「新規雇用失業者の人件費」とは、賃金のほか、通勤手当（税抜）、賞与、退職手当等社内規定において労働者に対する支給が義務づけられているもの、社会保険料及び労働保険料の合計額に1.08を乗じた額とすること。

なお、既雇用者の人件費については、明確に本事業に関わる諸手当がある場合を除き、賃金と社会保険料及び労働保険料の合計額に1.08を乗じた額となるため留意すること。
- ④ 失業者の雇用にあたっては、雇用通知書や雇用契約書など書面により行うとともに

- に、労働諸法を遵守すること。（完全歩合（完全出来高）制は認められない。）
- ⑤ 受託者は、契約締結後の雇用計画、事業完了時の雇用実績報告等の提出義務があるほか、県教育委員会が契約期間中に雇用状況等の調査をすること。
 - ⑥ 受託者は契約締結後の人材育成・就業支援計画、事業完了時の人材育成・就業支援実績報告書等の提出義務があるほか、県教育委員会が、契約期間中に人材育成・就業支援状況等の調査をすること。
 - ⑦ 受託者は、本事業に係る以下の書類を他の業務のものと区分して整備するとともに、県教育委員会からの求めに応じて、関係書類の閲覧、写しの提供等の義務を負うこと。
 - ・委託業務に係る経費内訳書及び会計帳簿類
 - ・新規雇用失業者の雇用に関する関係書類（求人票、紹介状、履歴書、失業状態等の確認記録 等）
 - ・委託業務に係る労働関係帳簿等（労働者名簿、賃金台帳、労働時間を適正に把握するための帳簿（出勤簿等）、委託業務に従事する全労働者の業務従事記録（業務日誌 等）
 - ・人材育成・就業支援に関する関係書類（研修日誌、指導記録、面談記録、カウンセリング記録 等）
 - ⑧ 受託者は、本事業終了後も平成 33 年度まで、上記の関係書類を保管する義務を負うこと。
 - ⑨ 受託者は新規雇用失業者の採用手続きにあたり、失業状態であること及び過去において他の地域人づくり事業により雇用された期間と通算して1年以内（東日本大震災等による被災求職者を除く）となることを確認し、その内容を書面により記録する義務を負うこと。
 - ⑩ 雇用は県内とすること。ただし、人材育成に必要な研修施設が県外にしかない場合等、必要に応じ研修場所が県外となることは差し支えない。
 - ⑪ 新規雇用失業者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。
 - ⑫ 新規雇用失業者の雇用期間は少なくとも4か月以上、1か月あたりの勤務予定日数は少なくとも平均で15日以上とすること。
 - ⑬ 新規雇用失業者の1日あたりの平均勤務予定時間数は少なくとも6時間以上とすること。
 - ⑭ 受託者は新規雇用にあたっては公共職業安定所へ必ず求人申込みを行うこと。
なお、民間求人誌等による他の求人活動を併用することも可能であること
 - ⑮ 契約締結時において、受託者が予定する新規雇用失業者の雇用期間を契約書に記載し、受託者は実績においてこれを下回らないよう最大限の努力を払う義務を負うこと。
 - ⑯ 受託者は新規雇用失業者を雇用する全期間にわたって、必要な人材の育成が図られるよう努めなければならないこと。
 - ⑰ 受託者は新規雇用失業者の雇用期間終了後においても、引き続き雇用するよう努めること又は本事業での経験を活かし、他社への雇用・就業が円滑に進むよう新規雇用失業者の支援に努めなければならないこと。

- ⑱ 受託者は、新規雇用失業者に対し、雇用開始時にその人材育成、就業支援の内容について周知するとともに雇用終了時には、その成果に係るアンケートを実施し、その効果の検証に努めること。
- ⑲ 本契約は概算契約であり、事業実績提出後、「雇用等に関する事項」、「委託料の支払いに関する特約事項」に基づき、支払額を確定するものであること。
- ⑳ 本事業において、機器等の購入は認められないこと。必要機器等についてはリース又はレンタルで対応すること。なお、本事業のために締結するリース契約においては、入札の実施や複数の者から見積書を徴取するなどにより適正に行うこと。また、リース契約終了後は貸し手にリース物件を返還する契約とすること。（所有権の移転が生じないようにすること。）
- ㉑ 受託者は、本事業と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種補助金、委託事業、補助金のうち国・県・市町村が実施するものとの併給はできないこと。
- ㉒ 前記①から⑳の条件に違反した場合は、当該委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合があること。

(2) 受託者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。

(3) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。

(4) 受託者の負担する経費は、原則、全て委託料に含まれるものとする。
ただし、机、椅子、パソコン及びプリンタは各学校に配置したものを使用することとする。

(5) その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は愛知県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。

新規雇用者					既雇用者					
支援言語	配置先	配置予定時間 (時間)	配置予定 日数(日)	配置 人数	支援言語	配置先	配置予定時間 (時間)	配置 人数		
スペイン語	県立刈谷東高等学校 (昼間定時)	900	150	1	ポルトガル語	県立岡崎高等学校 (定時)	20	1		
	県立岡崎高等学校 (定時)									
スペイン語/ポルトガル語	県立蒲郡高等学校 (定時)									
中国語	県立豊橋西高等学校	900	150	1	英語	県立豊橋西高等学校	600	1		
	県立蒲郡高等学校 (定時)									
	県立岡崎高等学校 (定時)									
	県立衣台高等学校	900	150	1	ポルトガル語	県立加茂丘高等学校	10	1		
	県立加茂丘高等学校									
	県立豊田西高等学校 (定時)									
	県立小牧高等学校									
	県立一宮高等学校 (定時)	900	150	1	インドネシア語	県立小牧高等学校	300	1		
	県立名古屋南高等学校									
	県立明和高等学校 (定時)									
	県立起工業高等学校 (昼間定時)									
県立海翔高等学校										
県立半田商業高等学校 (定時)										
フィリピン語/タガログ語	県立小牧高等学校	900	150	1						
	県立小牧高等学校 (定時)									
	県立起工業高等学校 (昼間定時)									
	県立一宮高等学校 (定時)									
	県立古知野高等学校 (定時)									
	県立海翔高等学校									
	県立刈谷東高等学校 (昼間定時)	900	150	1	インドネシア語/英語	県立刈谷東高等学校 (昼間定時)	120	1		
	県立刈谷東高等学校 (夜間定時)									
	県立蒲郡高等学校 (定時)	900	150	1						
	県立衣台高等学校									
	県立豊田西高等学校 (定時)									
県立碧南高等学校 (定時)										
県立岡崎高等学校 (定時)										
県立安城高等学校 (定時)										
ポルトガル語	県立熱田高等学校 (定時)	900	150	1	フィリピン語/タガログ語	県立瀬戸工業高等学校 (定時)	86	1		
	県立瀬戸工業高等学校 (定時)									
	県立小牧高等学校 (定時)									
	県立日進高等学校									
	県立名南工業高等学校 (定時)									
	県立衣台高等学校	900	150	1	スペイン語	県立豊田工業高等学校 (定時)	44	1		
	県立豊田工業高等学校 (定時)									
	県立豊田西高等学校 (定時)	900	150	1	ベトナム語	県立刈谷東高等学校 (昼間定時)	120	1		
	県立刈谷東高等学校 (昼間定時)									
	県立刈谷東高等学校 (夜間定時)									
	県立碧南高等学校 (定時)									
県立半田商業高等学校 (定時)	900	150	1	スペイン語	県立半田商業高等学校 (定時)	5	1			
県立半田商業高等学校 (定時)										
県立豊橋西高等学校										
県立豊橋工業高等学校 (定時)	900	150	1	スペイン語	県立豊橋工業高等学校 (定時)	31	1			
	県立瀬戸高等学校	900	150	1	特別支援	県立瀬戸高等学校	300	1		
					特別支援	県立瀬戸高等学校	300	1		
					特別支援	県立瀬戸高等学校	300	1		
	県立瀬戸北総合高等学校	900	150	1						
	県立岡崎高等学校	900	150	1						
	県立一宮西高等学校	900	150	1						
	県立内海高等学校	900	150	1						
県立守山高等学校	900	150	1							
		14,400	2,400	16			2712	18		
合計		配置予定時間 (時間)		配置 人数			配置 人数	配置 人数		
		14,400		16			2712	18		

※支援言語、配置先、配置人数、配置日数は平成26年度の各学校からの要望を元に調整したものである。